

選挙制度が変わりました。

成年被後見人の方も 投票できるよう になりました。

この夏の参議院議員通常選挙で
投票できます。

- ◆成年被後見人の方が投票を行うにあたって、
新たな申請等は不要です。
- ◆お住まいの市区町村選挙管理委員会からの
案内により、投票日の当日に所定の
投票所で投票してください。



【制度改正の概要】

- 平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。
- 平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- あわせて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の見直しや病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化が行われました。

総務省のホームページはこちらです。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.htm

詳しくは、都道府県選挙管理委員会又は
市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。